

7. 耐震関係事業

地震時における建築物の倒壊等の被害の軽減には、建築物等の耐震化が必要です。豊島区では建築物等の耐震化を促進するために、耐震診断助成等の事業を行っています。

(1) 木造住宅耐震診断

豊島区は、木造住宅が密集し、その多くは古い建築物であることから、災害時における建物倒壊の被災が懸念されています。そこで、構造規程が大幅に改正された昭和 56 年以前に建築した木造住宅を対象に簡易耐震診断を行ってきました。

その件数の推移は次のとおりです。

図表 2-3-40 木造耐震診断件数の推移

年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
件数	32	20	24	22	30	14	43	57	85	53	80

平成 20 年度より、耐震診断助成制度を開始し、現在、診断にかかる費用の内 15 万円を限度に助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-41 木造耐震診断助成実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	32	46	19	8	5	20	10	3	6	4

(2) 木造住宅耐震改修

平成 18 年度より、昭和 56 年以前に建築された木造住宅を対象に助成制度を開始し、現在、耐震改修工事費用の 2/3(100 万円を限度)を助成しています。更に区内施工業者利用した場合は、耐震改修工事費用の 1/6(50 万円を限度)を上乗せ助成しています。

実績は次のとおりです。

図表2-3-42 木造耐震改修助成実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	6	24	7	1	1	3	4	3	3	0

(3) 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断

平成 21 年度より、昭和 56 年以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震診断費用の 2/3(100 万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-43 緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	4	1	1	3	1	0	0	1

(4) 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計

平成29年度より、昭和56年以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震補強設計費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-44 緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計費用助成実績

年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	1	1	0	1

(5) 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修

平成23年度より、昭和56年以前に建築された緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震改修費用の1/3(1000万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-45 緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成実績

年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	1	3	1	0	0	0	0	0	0

(6) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断

平成23年度より、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の制定に伴い、昭和56年以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震診断費用(原則所有者負担なし)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-46 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震診断助成実績

年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	40	22	4	8	0	1	0	0

(7) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計

平成24年度より、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の制定に伴い、昭和56年以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震補強設計費用の1/3を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-47 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震補強設計費用助成実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	5	4	2	2	2	2	0

(8) 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等

平成 24 年度より、「東京における緊急輸送道路沿道建築物の耐震化を推進する条例」の制定に伴い、昭和 56 年以前に建築された特定緊急輸送道路沿道建築物を対象に、耐震改修費用について、最大で 1/2(建替・除却については耐震改修費用相当分の 1/3)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-48 特定緊急輸送道路沿道建築物耐震改修助成実績

年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	7	5	2	4	2	1

(9) 非木造住宅耐震診断

平成 21 年度より、昭和 56 年以前に建築された非木造住宅を対象に、診断費用の 2/3(20 万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-49 非木造住宅耐震診断助成実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	3	0	1	1	0	0	0	0	0	0

(10) 耐震シェルター設置

平成 21 年度より、昭和 56 年以前に建築された木造住宅にお住まいの、高齢者・障害者の方を対象に、耐震シェルターの設置費用を助成しています。令和元年度より上限額を 30 万円から 60 万円に増額しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-50 耐震シェルター助成実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	0	1	3	0	0	0	1	0	0	0

(11) ブロック塀等の改善工事

平成 23 年度より、道路沿いの地震により倒壊の恐れのあるブロック塀等の所有者の方を対象に、撤去費用(2,500 円/m)、新設工事費用(設置費用の 1/2(30 万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-51 ブロック塀等の改善工事助成実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	5	2	2	0	2	0	0	14	17	12

※平成 30 年度から令和 2 年度のみ大阪北部地震の被害を受け特別措置として費用(6,000 円/m²)、新設工事費用(設置費用の 2/3(合計 200 万円を限度)に助成額を増額しています。

(12) 土砂災害警戒区域内擁壁等専門家派遣

令和2年度より、土砂災害警戒区域内の擁壁等の所有者等からの申請によって、擁壁等の現状の把握、維持管理、対策工事等の相談に対し、専門家である建築士を派遣しています。

図表 2-3-52 土砂災害警戒区域内擁壁等専門家派遣実績

年 度	2年度
派遣回数	6

(13) 土砂災害特別警戒区域内擁壁補強設計

令和2年度より、土砂災害特別警戒区域内の擁壁の所有者等からの申請によって、擁壁の補強設計に要した費用の一部を助成しています。

(14) 土砂災害特別警戒区域内擁壁等対策工事

令和2年度より、土砂災害特別警戒区域内の擁壁等の所有者等からの申請によって、擁壁等の対策工事に要した費用の一部を助成しています。

(15) 分譲マンション耐震診断

平成20年度より、昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震診断費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。

実績は次のとおりです。

図表 2-3-53 分譲マンション耐震診断助成実績

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	3	1	1	3	1	0	5	2	1	0

(16) 分譲マンション耐震設計

平成29年度より、昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震補強設計費用の2/3(100万円を限度)を助成しています。

(17) 分譲マンション耐震改修

平成22年度より、昭和56年5月以前に建築確認を受け建築された分譲マンションの管理組合を対象に、耐震改修費用の23%(1,000万円を限度)を助成しています。

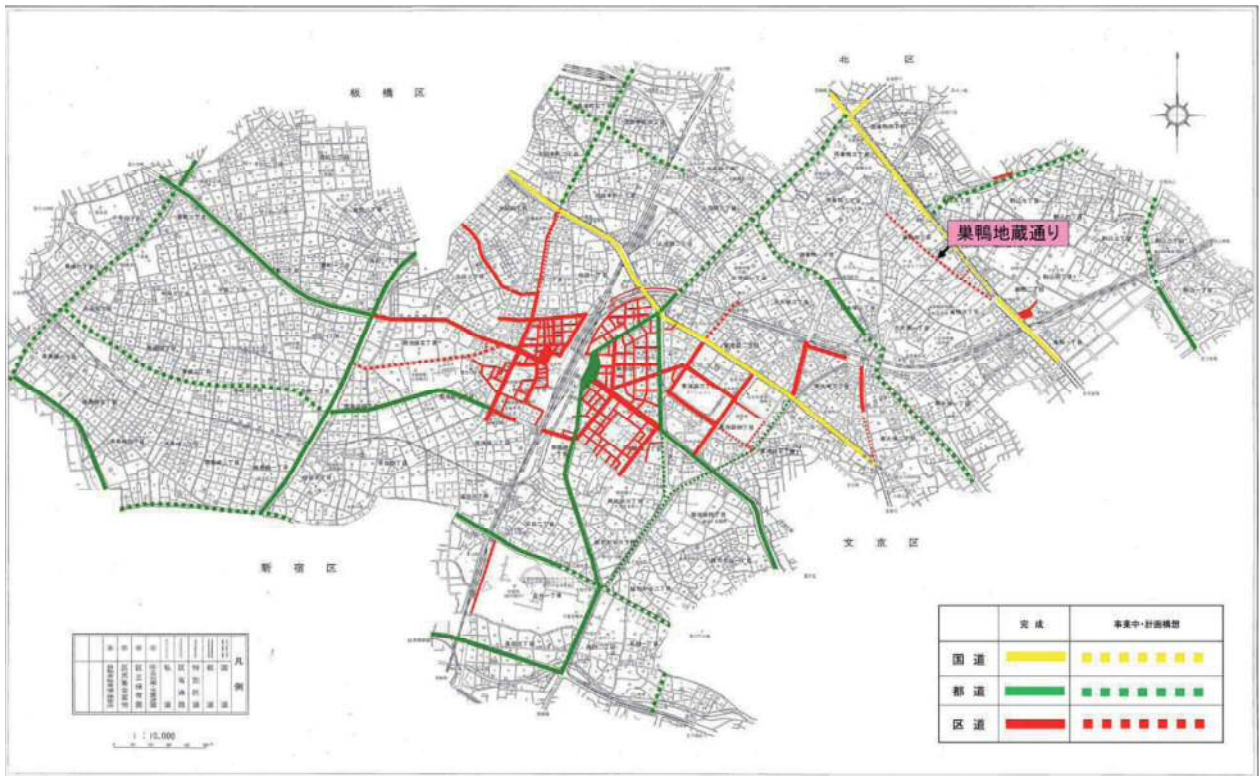
8. 無電柱化の推進

豊島区内の無電柱化事業は、昭和 50 年代から主要駅周辺及び都市計画道路等の歩道設置路線において整備が進められてきました。一方、生活道路である区道においては、道路幅員が狭いことから整備に多くの課題を抱えています。しかし、区民の生活に最も近い生活道路での無電柱化は、安心安全、防災および魅力あるまちづくりに大きな効果を発揮します。

そこで豊島区では平成 27 年度から、「巣鴨地藏通り」「学習院椿の坂」「造幣局跡地周辺区道」「西巣鴨橋周辺区道」「立教通り」において、整備に向けた検討を進めてきました。また、「巣鴨地藏通り」「学習院椿の坂」の二路線については、事業を効果的、効率的に推進するため、モデル路線として先行実施し、令和元年度に「学習院椿の坂」の無電柱化整備が完了しました。今後は、令和元年度に策定した「豊島区無電柱化推進計画」に基づき、無電柱化を推進します。

無電柱化の実施状況は、図表 2-3-54 のとおりです。

図表 2-3-54 無電柱化状況図(令和 3 年 3 月末現在)



9. 下水道の整備

都市化に伴う雨水流出量の増大によって、下水道が整備された地区でも浸水被害が発生するようになっていきました。このため、下水道整備としては、時間 50 mm の降雨に対応できるようにするため、幹線や雨水貯留施設などの「基幹施設の整備」を進めてきました。また、平成 11 年度から 20 年度にかけ「できるところからできるだけだけの対策を」という方針で「雨水整備クイックプラン」を実施し、浸水被害の軽減に努めています。

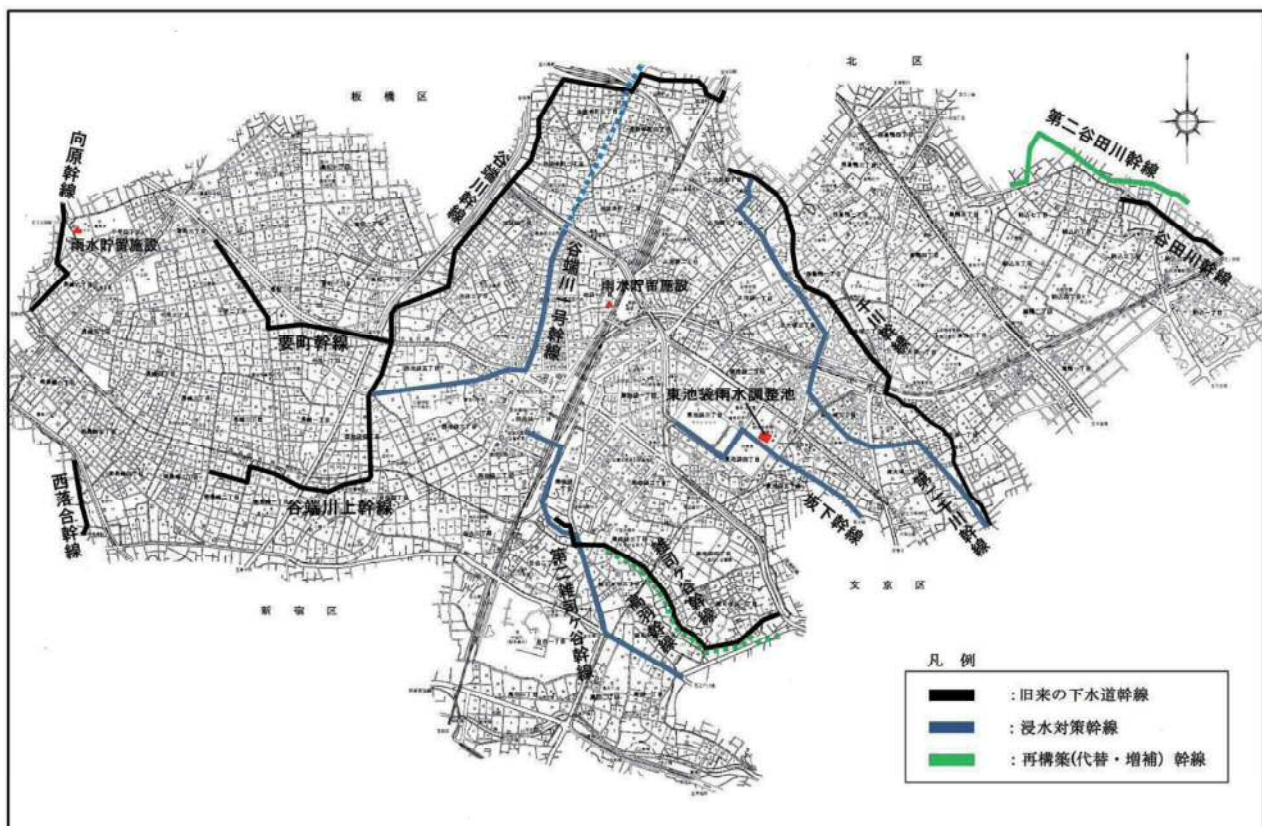
一方、近年の気候変動などを背景に、区部においては時間 50 mm を超える集中豪雨が局所的に発生しています。こうした状況を契機として、東京都では「東京都豪雨対策基本方針」を平成 19 年に策定し、今後の豪雨対策の方向性を取りまとめています。

下水道局では、時間 50 mm を超える豪雨に対して浸水被害を防止するため、平成 25 年 12 月に「豪雨対策下水道緊急プラン」を策定して対策の充実・強化を図っています。このプランの中では、75 mm 対策地区として、豊島区南大塚（千川幹線流域）が対象になっています。

豊島区としても、雨樋の増設、雨水浸透柵の整備、区道の透水性舗装、貯留施設の設置など、都和連携して雨水流出抑制対策の推進に積極的に取り組んでまいります。

なお、主な下水道幹線等の整備状況は、図表 2-3-55 のとおりです。

図表 2-3-55 下水道幹線等の整備状況



10. 神田川の改修

神田川は、三鷹市の井の頭池に源を発し、杉並区、中野区、新宿区、豊島区と東に流れ、飯田橋、浅草橋を経て隅田川に注ぐ延長 24.6km、流域面積約 105 km²の^{*}一級河川で、区部を流れる中小河川としては最大級の規模をもっています。豊島区内では高田三丁目の新宿区との区境付近を流れています。

東京都は、1時間当たり 50mm の降雨に対処できるよう神田川の整備を進めており、源水橋下流から高戸橋(明治通り)間約 310m は昭和 43 年から昭和 48 年にかけて、高戸橋から江戸川橋(新宿区)間約 2,040m は昭和 49 年から昭和 53 年にかけて、主に護岸改修や橋の架け替え等の整備が完成しています。

神田川に関する都市計画と改修事業の概要は次のとおりです。

- | | |
|------------|------------------------------------|
| ① 都市計画決定 | 昭和 22 年 11 月 26 日(戦災復興院告示第 122 号) |
| ア. 起 終 点 | 台東区柳橋一丁目～杉並区久我山三丁目 |
| イ. 延 長 | 約 22,800m |
| ウ. 幅 員 | 44～16m |
| エ. 構 造 | 掘込式、単断面式 |
| ② 事業概要 | |
| ア. 起 終 点 | 源水橋(豊島区)～清水川橋(新宿区) |
| イ. 延 長 | 約 600m |
| ウ. 幅 員 | 全体 23.5m 川幅 15.5m |
| エ. 事 業 認 可 | 平成 2 年 5 月 10 日(建設省告示第 1065 号) |
| オ. 計 画 変 更 | 平成 7 年 3 月 14 日(建設省告示第 614 号) |
| | 平成 12 年 3 月 28 日(建設省告示第 716 号) |
| | 平成 17 年 3 月 28 日(関東地方整備局告示第 157 号) |
| | 平成 22 年 3 月 26 日(関東地方整備局告示第 96 号) |
| | 平成 27 年 3 月 27 日(関東地方整備局告示第 162 号) |
| カ. 事業施工期間 | 平成 2 年 5 月 10 日～令和 5 年 3 月 31 日 |
| キ. 事業内容 | 護岸整備、川幅の拡幅、両岸 4m の管理道設置、橋架替 |

※一級河川：河川法に基づいて、国土保全上及び国民経済上重要な水系として政令で指定された河川をいいます。

図表 2-3-56 神田川改修事業区間図

